

名古屋ビルディング建設事業に係る  
事後調査計画書（供用開始後）

（大規模建築物の建築）

平成 27 年 11 月

三菱地所株式会社

## は じ め に

本事後調査計画書（供用開始後）は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、平成 23 年 10 月 18 日に名古屋市に提出した「（仮称）名駅三丁目計画」建設事業に係る環境影響評価書」（平成 23 年 10 月 三菱地所株式会社）に記載した事後調査計画を基に、実施計画を定めたものである。

## 目 次

	頁
第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地 .....	1
第 2 章 対象事業の名称及び種類 .....	1
第 3 章 対象事業の概要 .....	1
3-1 対象事業の目的 .....	1
3-2 事業の概要 .....	2
第 4 章 環境影響評価の概要 .....	9
4-1 手続きの経緯 .....	9
4-2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要 .....	10
第 5 章 事後調査 .....	22
5-1 事後調査の目的 .....	22
5-2 事後調査計画（供用開始後） .....	22

<略 称>

以下に示す名称については、略称を用いた。

名 称	略 称
名古屋市高速度鉄道	地下鉄
名駅一丁目1番計画北地区（仮称）建設事業	名駅一丁目北地区
名駅一丁目1番計画南地区（仮称）建設事業	名駅一丁目南地区

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 三菱地所株式会社

〔代表者〕 代表取締役 杉山博孝

〔所在地〕 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

## 第2章 対象事業の名称及び種類

〔名称〕 名古屋ビルディング建設事業<sup>注)</sup>

〔種類〕 大規模建築物の建築

## 第3章 対象事業の概要

### 3-1 対象事業の目的

本事業は、現況施設の建替えによる建物機能の更新を行うにあたり、「名古屋市都心部将来構想」が目指す『にぎわいあふれる魅力づくり』、『歩いてたのしい空間づくり』、『人や環境へのやさしさづくり』の目標に貢献することを目的とする。

---

注) 事後調査計画書(工事中)提出時点の対象事業の名称は、「(仮称)名駅三丁目計画」建設事業であったが、ビル名称の決定により変更した。

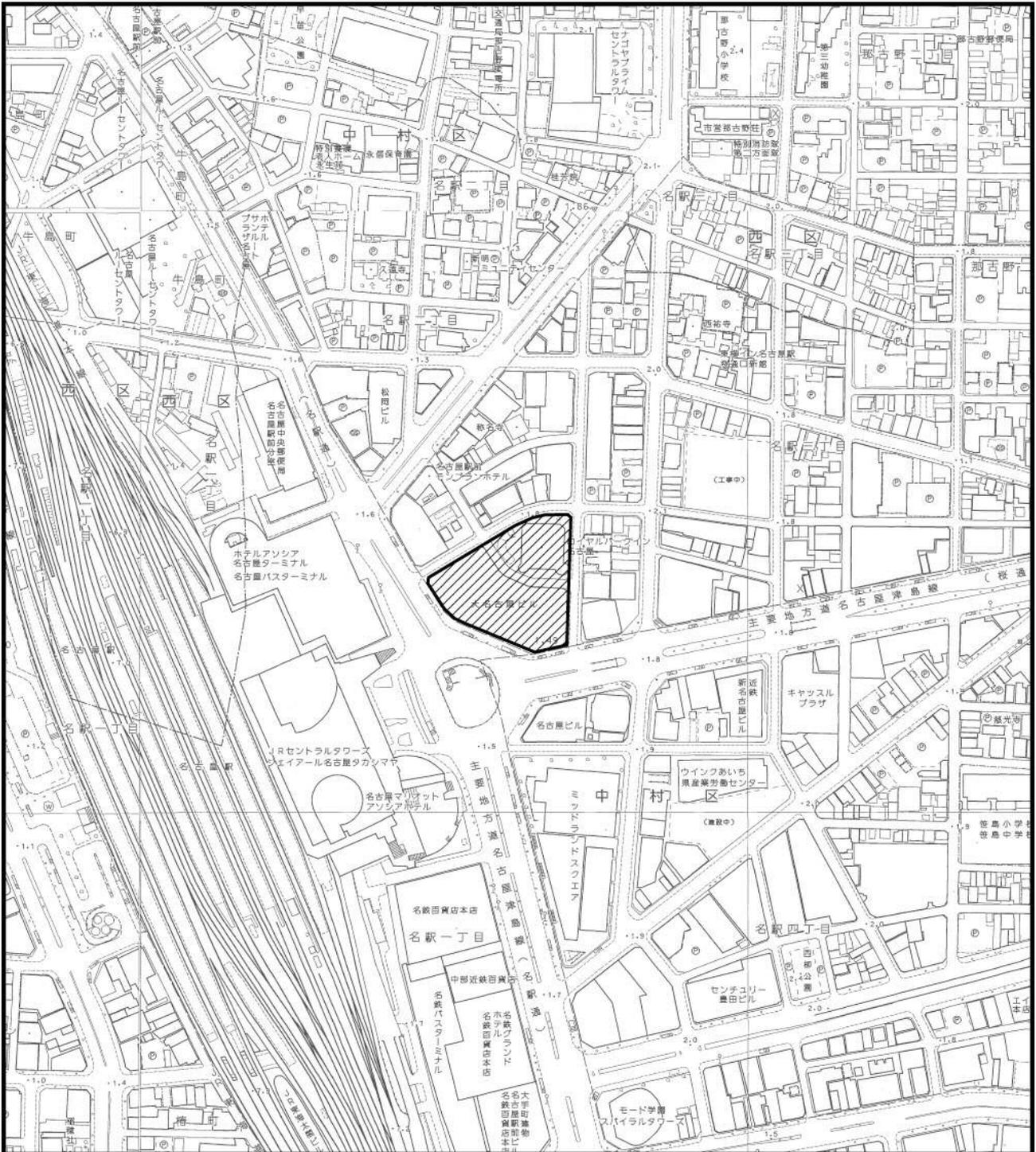
### 3-2 事業の概要

新建築物の概要は、表 3.2-1 に示すとおりである。

また、新建築物の配置図、断面図、平面図及び緑化計画図は、図 3.2-2～6 に示すとおりである。

表 3.2-1 新建築物の概要

項目	内容
事業の名称	大名古屋ビルヂング建設事業
事業実施場所	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号、27番5号 他（図3.2-1参照）
地域・地区	商業地域、防火地域、緑化地域、駐車場整備地区、景観形成地区、都市再生緊急整備地域
主要用途	事務所、店舗、駐車場
階数・高さ	地下4階、地上34階、塔屋1階 建築高さ約175m
基礎底	G.L.約-29m
構造	鉄骨造（地上）、鉄骨鉄筋コンクリート造（地下）
事業実施場所の区域面積	約9,156㎡
延べ面積	約150,000㎡
駐車台数	約330台
日最大利用者数	平日 約43,000人
	休日 約20,000人
主要なアクセス手段	歩行者：JR「名古屋駅」より徒歩約3分 地下鉄東山線「名古屋駅」より徒歩約1分 自動車：名古屋高速都心環状線名駅入口から約500m
供用開始予定時期	平成27年11月
熱源	エネルギーの有効利用に配慮した高効率なDHCを導入し、冷温熱源を供給する計画である。
電気及びガス	電気は、電力会社より特別高圧（77,000V）にて受電し、地下階に設ける特高受変電室より、館内数カ所の副電気室に6,600Vにて配電する計画である。さらに、副電気室にて低圧に降圧し、各電気使用場所へ配電する計画である。また、地階及び6階に非常用発電機を設置し、停電時に防災設備及び重要設備に電力を供給する計画である。 ガスは、ガス会社よりDHC一次エネルギー、厨房及び発電機用等として都市ガスの供給を受ける計画である。
給排水	上水は、事業予定地外周道路下の名古屋市上水道から供給を受け、受水槽に貯留の後、高架水槽方式及び加圧給水方式にて供給を行う計画である。 排水は、汚水と雨水排水を公共下水道へ放流する計画である。雨水に関しては、公共下水道に過度の負担がかからないようにするため、雨水貯留槽の設置を行い、放流量の調整を行う計画である。上水の節水への配慮から、中水処理施設（雑用水再処理施設）を地下に設け、建物内の雑排水並びに雨水貯留槽の雨水再利用を行う計画であり、主な用途は便所洗浄水を計画している。



 : 事業実施場所



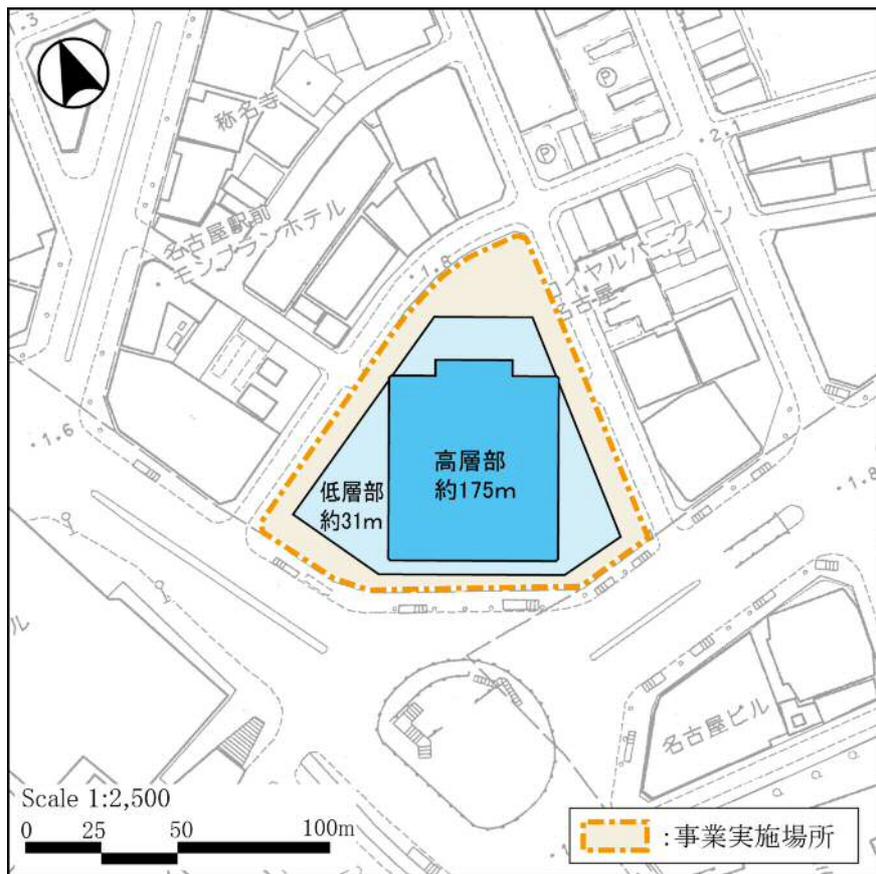
Scale 1:5,000



凡  
例

図 3.2-1 事業実施場所の位置

※この地図の下図は、名古屋都市計画基本図（縮尺 2 千 5 百分の 1、平成 22 年）を使用したものである。



※この地図の下図は、名古屋市都市計画基本図（縮尺2千5百分の1、平成22年）を使用したものである。

図 3.2-3 配置図

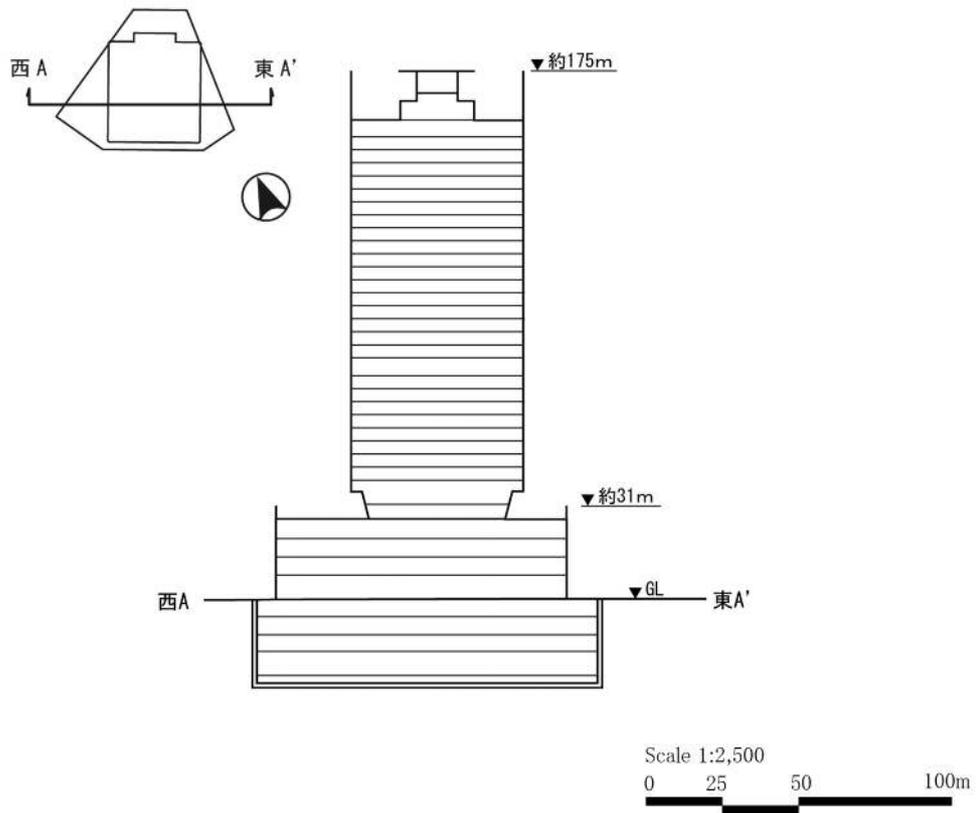


图 3.2-4 東西断面图

【地下 4 階～地下 2 階】

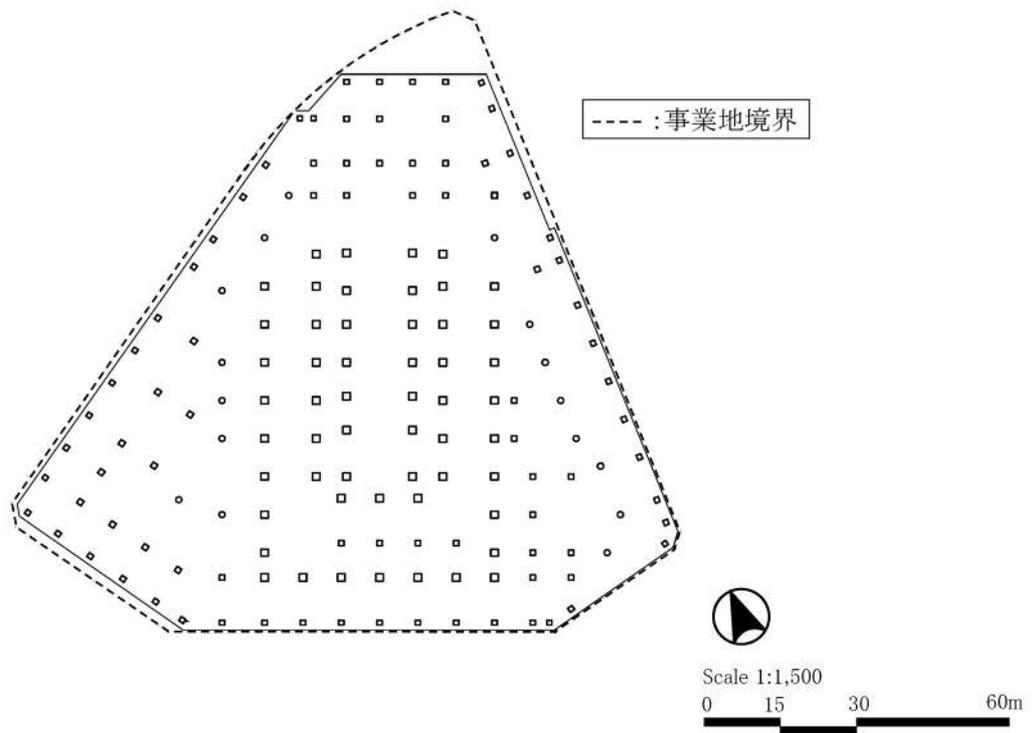


图 3.2-5(1) 平面图

【地下1階】

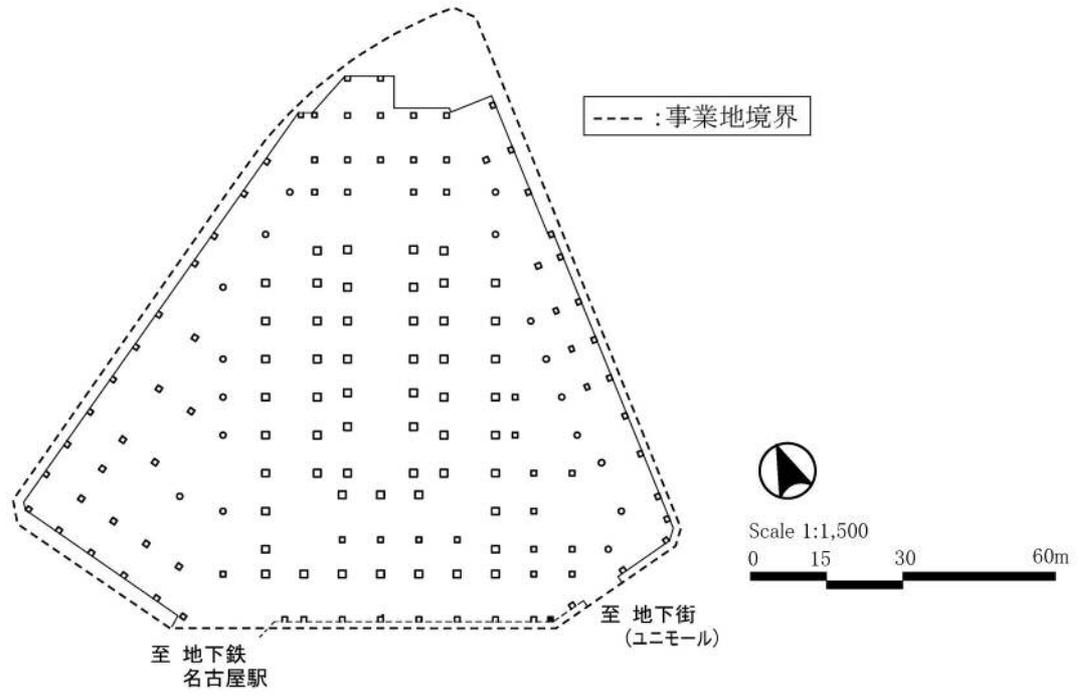


図 3.2-5(2) 平面図

【地上1階】



図 3.2-5(3) 平面図

【地上 2~4 階】

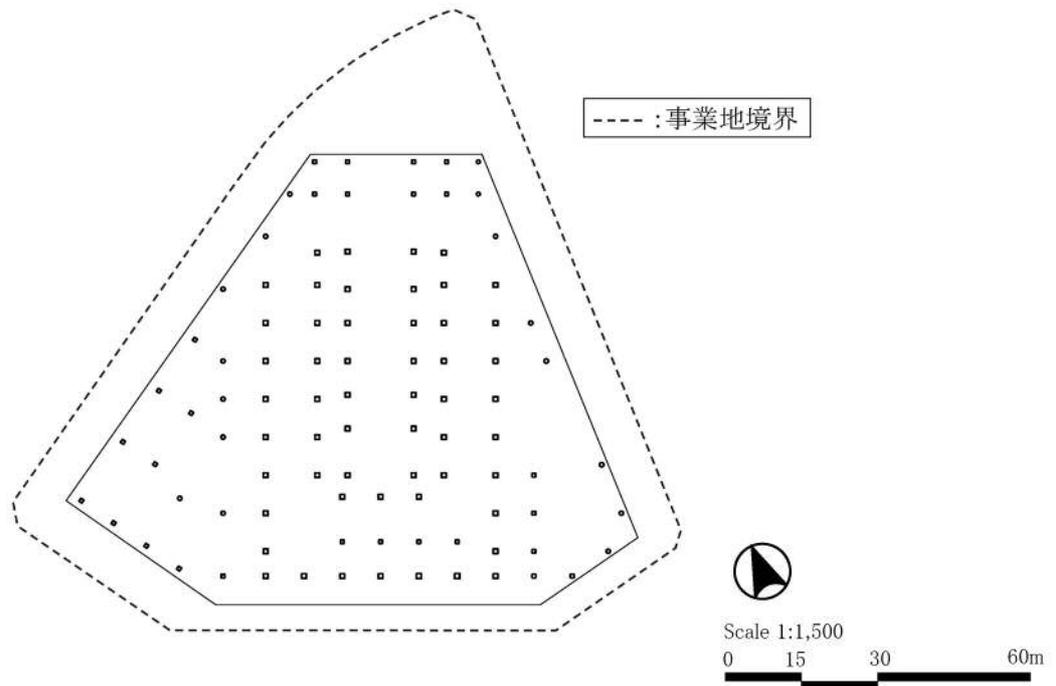


图 3.2-5(4) 平面图

【地上 5~34 階】

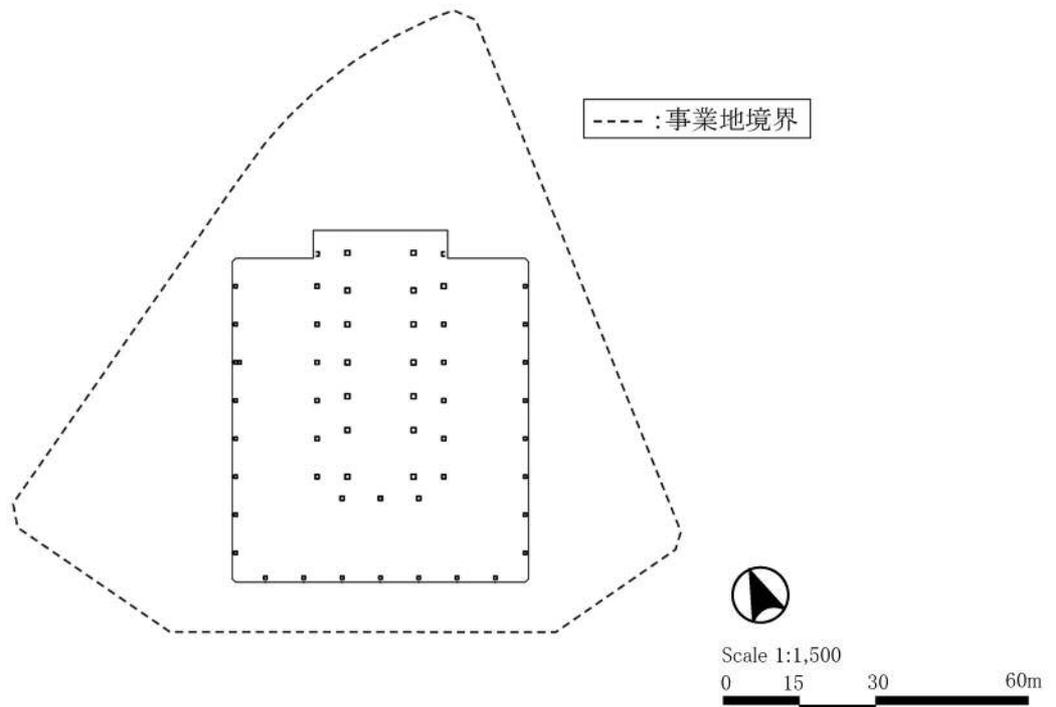
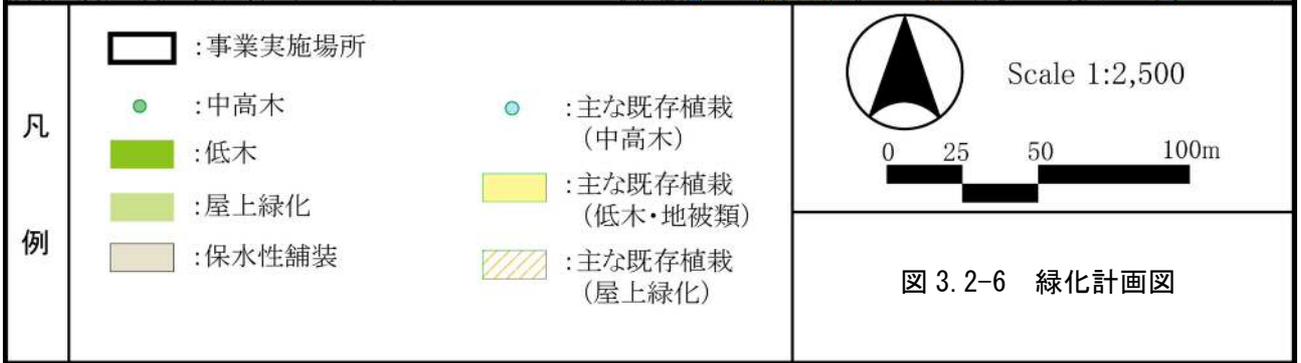


图 3.2-5(5) 平面图



※この地図の下図は、名古屋市都市計画基本図（縮尺二千五百分の一、平成22年）を使用したものである。

## 第4章 環境影響評価の概要

### 4-1 手続きの経緯

本事後調査計画書作成までの経緯は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 環境影響評価手続きの経緯

事 項	内 容	
環境影響評価方法書	提出年月日	平成21年12月16日
	縦覧(閲覧)期間	平成22年1月5日から2月3日
	縦覧場所 ( 閲覧場所 )	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター (三菱地所株式会社名古屋支店、大名古屋ビル B121区)
	縦覧者数 ( 閲覧者数 )	14名 (4名)
環境影響評価方法書に 対する市民等の意見	提出期間	平成22年1月5日から2月18日
	提出件数	1件
環境影響評価方法書に 対する市長の意見 (方法意見書)	縦覧期間	平成22年4月9日から4月23日
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター
	縦覧者数	2名
環境影響評価準備書	提出年月日	平成22年11月17日
	縦覧(閲覧)期間	平成22年11月29日から12月28日
	縦覧場所 ( 閲覧場所 )	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター (三菱地所株式会社名古屋支店、大名古屋ビル B121区)
	縦覧者数 ( 閲覧者数 )	10名 (7名)
	説明 会	開催日
	場 所	愛知県産業労働センター ウィンクあいち
	参加人数	39名
環境影響評価準備書に 対する市民等の意見	提出期間	平成22年11月29日から平成23年1月12日
	提出件数	1件
見 解 書	提出年月日	平成23年2月23日
	縦覧期間	平成23年3月3日から3月17日
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター
	縦覧者数	25名
公 聴 会	開催年月日	陳述の申出がなかったため開催せず
環境影響評価審査書	縦覧期間	平成23年6月17日から7月1日
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター
	縦覧者数	6名
環境影響評価書	提出年月日	平成23年10月18日
	縦覧期間	平成23年10月26日から11月24日
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター
	縦覧者数	13名
事後調査計画書 (工事中)	提出年月日	平成24年9月13日
	縦覧期間	平成24年9月26日から10月10日
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター
	縦覧者数	0名

#### 4-2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要

存在・供用時において、本事業の実施により影響を受けると想定された各環境要素についての調査、予測、環境の保全のための措置及び評価の概要は、次に示すとおりである。

表 4.2-1 調査、予測、環境の保全のための措置及び評価の概要

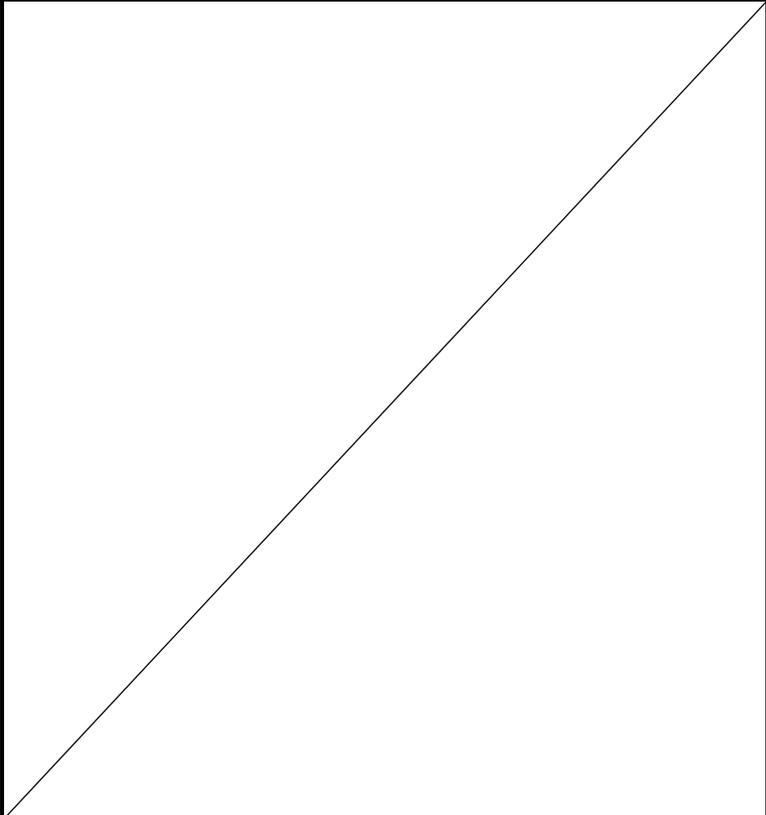
環境要素	調 査	予 測
大気質	<p><b>【熱源施設の稼働による大気汚染】</b></p> <p>既存資料調査によると、平成 21 年度の名古屋地方気象台における観測の結果、主風向は北北西、年間平均風速は 2.9m/s、大気安定度階級の最多出現頻度は中立 (D) である。</p> <p>平成 17～21 年度の中村保健所における測定の結果、二酸化窒素濃度は、平成 18 年度以降、減少傾向を示しているものの、平成 20 年度及び 21 年度は同じ数値である。</p> <p>平成 21 年度における測定結果は、環境基準及び環境目標値ともに達成している。</p> <p>平成 17～21 年度の中村保健所における測定の結果、浮遊粒子状物質濃度は、横ばいの状態で推移しており、平成 21 年度における測定結果は、環境基準及び環境目標値ともに達成している。</p>	<p><b>【熱源施設の稼働による大気汚染】</b></p> <p>二酸化窒素濃度の年平均値の寄与率は 0.07%、日平均値の年間 98% 値は 0.036ppm と予測される。</p>
景 観	<p>現地調査結果によると、事業予定地は、名古屋駅前東側に位置しており主要な鉄道駅に近接している。また、幹線道路は名古屋駅前と栄地区とを結ぶ主軸であり、駅前の中枢となっている地区である。</p> <p>事業予定地周辺の主要な建物では、JR セントラルタワーズ、ミッドランドスクエア、名古屋ルーセントタワー等が建ち並び、名古屋市の玄関口としての都市景観が形成されつつある。また、現況の形態率は 58 及び 67% であった。</p>	<p>新建築物は、品格ある都市の魅力を感じさせる都市景観を形成している。また、名古屋駅周辺の高層建築物群とも調和のとれたスカイラインを形成している。</p> <p>名駅一丁目北地区及び南地区の新建築物存在時における形態率は 61 及び 69% であり、本事業の新建築物の存在時における形態率は 65 及び 73% と予測される。</p> <p>本事業の新建築物が存在することにより、形態率は 4 ポイント増加すると予測される。</p>

環境の保全のための措置	評 価
	<p><b>【熱源施設の稼働による大気汚染】</b></p> <p>予測結果より、二酸化窒素の寄与率は0.07%であることから、熱源施設の稼働に起因する二酸化窒素が周辺環境に及ぼす影響は、小さいと判断する。</p> <p>大気汚染に係る環境基準及び名古屋市の大気汚染に係る環境目標値との対比を行った結果、最高濃度出現地点における日平均値の年間98%値は、環境基準の値及び環境目標値を下回る。</p> <p>なお、熱源施設の稼働については、熱供給事業者に対して、適切な運転・維持管理に努めるよう要請する。</p>
<p><b>1. 予測の前提とした措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新が進む周辺の景観を考慮した建物形態やスカイラインの形成により、名古屋の玄関口にふさわしいシンボリックな街並みを形成する。</li> <li>・新建築物の周囲に歩道状空地や広場状空地を設けることにより、圧迫感を緩和するように配慮する。</li> <li>・新建築物の高層部を極力セットバックさせ、圧迫感の軽減に配慮した計画とする。</li> </ul> <p><b>2. その他の措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新建築物周辺に植栽を配置し、圧迫感の軽減に配慮した計画とする。</li> </ul>	<p>予測結果によると、周辺既存建物の景観を考慮することにより、名古屋の玄関口の代表的なイメージとなる品格ある都市景観が創出されるものと判断する。</p> <p>圧迫感については、本事業の新建築物の存在により、形態率が4ポイント増加する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、新建築物周辺に植栽を配置する等の環境保全措置を講ずることにより、圧迫感の低減に努める。</p>

環境要素	調 査	予 測
廃棄物等		<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p>新建築物の存在・供用時には、廃棄物等として約 336m<sup>3</sup>/日発生すると予測される。このうち、再資源化率は約 65%と予測される。</p>
温室効果ガス等		<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p><b>1. 事業活動に伴い発生する温室効果ガス排出量</b></p> <p>存在・供用時における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、新建築物の存在・供用により約 16,300tCO<sub>2</sub>/年（調整後排出係数を使用した場合は約 15,600tCO<sub>2</sub>）、新建築物関連自動車交通の発生・集中により約 5,100tCO<sub>2</sub>/年、廃棄物の発生により約 300tCO<sub>2</sub>/年と予測される。また、緑化・植栽による吸収により、約 15tCO<sub>2</sub>/年が削減されると予測され、これらの合計は、約 21,700tCO<sub>2</sub>/年（同約 21,000tCO<sub>2</sub>）と予測される。</p> <p><b>2. 単位面積当たりの二酸化炭素排出量</b></p> <p>現況施設と新建築物の供用に関する単位面積当たりの二酸化炭素排出量は、現況施設は約 110kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>（同約 104 kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>）、新建築物は約 103kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>（同約 99 kg-CO<sub>2</sub>/年 m<sup>2</sup>）となり、約 6%（同約 5%）の削減と予測される。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p>1. 予測の前提とした措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施により発生した廃棄物等について、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、減量化並びに再利用・再資源化に努める。</li> </ul> <p>2. その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各テナントに対して、分別回収の徹底の協力を要請することにより、廃棄物の減量化及び資源のリサイクル促進に努める。</li> <li>ごみの種類毎にごみ置場を設置する。ごみの保管場所については、間仕切り、表示等により、可燃ごみ、不燃ごみ、再利用対象物の分別を徹底させる。</li> <li>廃棄物管理責任者を選任し、各テナントに対して廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理について、具体的な企画・調整や助言・指導を行う。</li> </ul>	<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p>予測の前提とした措置を講ずることにより、供用時に発生する廃棄物等は、約65%の再資源化が図られるため、廃棄物等による環境負荷は低減されるものと判断する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、各テナントに対して、分別回収の徹底の協力を要請し、廃棄物の減量化及び資源のリサイクル促進に努める等の環境保全措置を講ずることにより、廃棄物等による環境負荷のさらなる低減に努める。</p>
<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p>1. 予測の前提とした措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DHC から熱源の供給を受ける計画である。</li> </ul> <p>2. その他の措置</p> <p>① 新建築物の存在・供用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱源の搬送動力の低減・搬送効率の向上、高効率照明等の省エネルギーシステムを検討し、エネルギー消費量の削減を図る。</li> <li>雨水の利用により、上水の節約に努める。</li> <li>太陽光発電設備の導入に努める。</li> </ul> <p>② 新建築物関連自動車交通の発生集中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。</li> </ul> <p>③ 廃棄物の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各テナントに対して、分別回収の徹底の協力を要請することにより、廃棄物の減量化及び資源のリサイクル促進に配慮する。</li> <li>ごみの種類毎にごみ置場を設置する。ごみの保管場所については、間仕切り、表示等により、可燃ごみ、不燃ごみ、再利用対象物の分別を徹底させる。</li> </ul> <p>④ 緑化・植栽による二酸化炭素の吸収量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設した緑地等について、適切に維持・管理作業を行う。</li> <li>緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病害虫の駆除、施肥、植替えなどを計画的に行う。</li> </ul>	<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p>予測結果によると、DHC から熱源の供給を受けた方が、本事業単独で熱源を確保するより温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は約800tCO<sub>2</sub>/年 少なくなる（約17%削減）ことから、温室効果ガスの排出による環境負荷は低減されるものと判断する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、熱源の搬送動力の低減・搬送効率の向上、高効率照明等の省エネルギーシステムを検討し、エネルギー消費量の削減を図る等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。</p>

環境要素	調 査	予 測
風 害	<p>既存資料調査及び現地調査結果によると、事業予定地周辺は商業地域であり、建物用途では商業施設・一般店舗・商業的サービス施設が多くを占め、その周縁部には供給・処理・運輸施設が存在している。</p> <p>事業予定地北側は、事業予定地から離れるにしたがい住居施設の割合が増加する傾向がみられ、また、教育施設が点在している。</p> <p>建物階数の状況を見ると、事業予定地周辺は3～9階の中高層の建築物が多くを占めている。</p> <p>事業予定地北側は、事業予定地から離れるにしたがい1～2階の低層の建築物の割合が増加する傾向がみられる。</p> <p>名古屋地方気象台における日最大平均風速の風向は、西北西及び南が卓越している。</p> <p>日最大平均値の風向・風速階級別出現頻度は、風速階級5（4.1m/s以上5.0m/s以下）の出現頻度が最も高い。</p>	<p>新建築物建設後に風環境のランクが上がる地点は16地点（このうちランク3を超える地点はなし）、ランクが下がる地点は6地点（ランク2からランク1になる地点が5地点、ランク3から2になる地点が1地点）と予測され、その他の地点については風環境の変化はないと予測される。</p>
日照障害	<p>既存資料調査及び現地調査結果によると、日影の影響が及ぶ事業予定地北側の地域は、事業予定地近くでは商業施設・一般店舗・商業的サービス施設がほとんどを占めており、住居施設、供給・処理・運輸施設、教育施設が点在している。</p> <p>事業予定地から離れるほど商業施設・一般店舗・商業的サービス施設が少なくなり、住居施設が主体となる。</p> <p>建物階数別にみると、事業予定地近くでは3～7階または8階以上の中・高層建築物が大部分であり、住居施設が多い地域では1～2階の低層建築物が多くなる。</p> <p>事業予定地周辺は中・高層建築物が多いため、8時間の日影が生じる範囲が既存建物周辺で目立つ。</p>	<p>時刻別日影図によると、8時及び16時における新建築物の日影の長さは、約1,300mになると予測される。また、等時間日影図によると、1時間以上の日影を生じる範囲は、事業予定地より約150～380mと予測される。</p> <p>なお、新建築物による日影が生じる範囲内には、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。</p> <p>既存建物による日影の状況と比較すると、新建築物が存在することにより、事業予定地の北側の一部において、日影時間が長くなると予測される。</p> <p>日影の影響が1時間付加される範囲は、事業予定地に隣接する北側と北西側に位置し、その多くは街路と駐車場となっている。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<p>1. 予測の前提とした措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新建築物の高層部を極力セットバックさせ、ビル風による風害の緩和に配慮した計画とする。</li> </ul> <p>2. その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低層部の周辺に樹木を植栽することにより、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。</li> </ul>	<p>予測の前提とした措置を講ずることにより、新建築物建設前から新たにランク3を超える地点はなく、周辺地域の風環境に著しい影響を及ぼさないものと判断する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、低層部の周辺に樹木を植栽することにより、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。</p>
	<p>予測結果より、新建築物が存在することによる周辺の日照環境に及ぼす影響は、新たに日影が付加される範囲を考慮すると小さいと判断する。</p> <p>新建築物により日影の影響を受ける区域は、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の規制対象区域に該当しない。</p> <p>なお、教育施設及び近隣関係者等については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に基づき適切な対応を行う。</p>

環境要素	調 査	予 測
電波障害	<p>現地調査結果によると、瀬戸局からの地上デジタル放送電波の受信品質評価が「○（良好に受信）」とされた地点は、名古屋市内において、広域局 76%、県域局 56%であった。</p> <p>なお、事業予定地上空において、マイクロウェーブ通信回線が 1 系統ある。</p>	<p>瀬戸局からの地上デジタル放送電波について、新建築物から西南西方向へ遮蔽障害が発生し、この障害面積は、広域局で約 0.10km<sup>2</sup>、県域局で約 1.55km<sup>2</sup>と予測される。</p> <p>広域局及び県域局ともに、新建築物単体による反射障害は発生しないと予測される。</p> <p>マイクロウェーブは、総務省東海総合通信局への聞き取り調査結果により、送信経路に影響が及ぶことが予測される。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<p>本事業の実施にあたっては、以下に示す環境保全措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新建築物の着工時期を地上デジタル放送への完全移行後とし、アナログ放送への電波障害の発生を回避する。</li> <li>・ マイクロウェーブの送信経路への影響については、電波伝搬障害防止制度に関する手続きに基づき、適切な対応を行うことで影響を回避する。</li> <li>・ テレビ電波の障害が予測される地域において発生したテレビ電波の受信障害については、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、CATVの活用、アンテナ設備の改善等速やかに適切な措置を講じる。</li> <li>・ テレビ電波の受信障害予測地域以外においてテレビ電波の受信障害が発生し、調査を行った結果、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、適切な措置を講じる。</li> <li>・ 周辺の住民等からの問い合わせに対する連絡の窓口を設ける。</li> <li>・ 対策に際しては、事業予定地の近隣における大規模建築物建設事業者(名駅一丁目北地区及び南地区事業者)と連携を図りつつ、連絡先窓口の設置や周辺住民への周知方法の一本化も含め今後検討する。</li> </ul>	<p>本事業の実施にあたっては、着工時期を地上デジタル放送の完全移行後にすることにより、アナログ放送による電波障害の影響を回避するほか、テレビ電波の障害が予測される地域において発生したテレビ電波の受信障害については、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、CATVの活用、アンテナ設備の改善等速やかに適切な措置を講ずることにより、新建築物の存在が地上デジタル放送電波の受信に及ぼす影響の回避に努める。</p> <p>マイクロウェーブの送信経路への影響については、電波伝搬障害防止制度に関する手続きにより、適切な対応を行うことから、影響が回避されるものと判断する。</p>

環境要素	調 査	予 測
安全性	<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p>既存資料調査によると、事業予定地周辺には、JR 東海、名鉄、近鉄、地下鉄及びあおなみ線のほか、JR 東海バス、市バス、名鉄バス並びに三重交通バスが通っている。また、事業予定地は、主要県道名古屋津島線及び一般市道広井町線に面しており、周辺には主要市道江川線、一般市道東志賀町線等が通っている。</p> <p>事業予定地周辺における自動車交通量は、平日及び休日ともに高速名古屋新宝線が最も多く、都市高速道路以外では、平日は名古屋津島線が最も多く、休日は中川中村線が最も多くなっている。また、事業予定地周辺における歩行者交通量は、平日及び休日ともに名古屋津島線が最も多く、自転車交通量は、平日及び休日ともに名古屋津島線が最も多くなっている。</p> <p>事業予定地周辺における路線別の事故発生件数（平成 21 年）は、名古屋津島線が 337 件、江川線が 256 件、錦通線が 99 件、名古屋長久手線が 602 件となっている。</p> <p>現地調査結果によると、事業予定地周辺には、平成 22 年度において、小学校 3 校、中学校 1 校、小中一貫校 1 校の通学路が指定されている。</p> <p>事業予定地周辺の自動車区間断面交通量は、全区間で平日の交通量が休日の交通量を上回っており、名古屋津島線の交通量が平日及び休日ともに最も多くなっていた。地上部における事業予定地周辺の歩行者区間断面交通量は、広井町線の歩道が平日及び休日ともに最も多くなっていた。</p> <p>事業予定地周辺は、主要交差点に信号機や横断歩道等の安全施設が整備されており、主要道路においては歩車道分離がなされていた。</p>	<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p>自動車の増加率については、ほとんどの区間で休日よりも平日の方が高く、平日が 0.1～119.4%に対して、休日が 0.1～83.5%と予測される。</p> <p>事業予定地周辺の歩行者のピーク増加交通量は、平日が 29～506 人/時、休日が 10～124 人/時と予測される。自転車のピーク増加交通量は、平日が 239～715 台/時、休日が 212～636 台/時と予測される。</p> <p>新建築物関連車両出入口における歩行者及び自転車との交錯は、ピーク時では、平日では 403 台/時の新建築物関連車両がそれぞれ出入りし、出口では 300 人/時の歩行者及び 28 台/時の自転車との交錯が、入口では 189 人/時の歩行者及び 36 台/時の自転車との交錯が予測される。また、休日では 99 台/時の新建築物関連車両がそれぞれ出入りし、出口では 132 人/時の歩行者及び 16 台/時の自転車との交錯が、入口では 102 人/時の歩行者及び 15 台/時の自転車との交錯が予測される。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p><b>1. 予測の前提とした措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の交通事情に配慮し、自動車及び歩行者交通量が多い名駅通り及び桜通りには、新建築物関連車両の出入口を設けない。</li> <li>・ 駐輪場は、自動車と自転車との交錯が起きにくい場所とするため、駐車場の出入口から離れた場所に配置する。</li> </ul> <p><b>2. その他の措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新建築物関連車両の出入口付近では、安全性を高めるため、誘導サイン、回転灯等を設置し、車両の一時停止を徹底させる。</li> <li>・ 地下鉄名古屋駅との連絡通路を拡幅し、駅からのアクセス性を高めることにより、公共交通機関の利用促進を図り、新建築物関連車両の走行台数の抑制に努める。</li> <li>・ 新建築物利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。</li> </ul>	<p><b>【存在・供用時】</b></p> <p>本事業の実施にあたっては、新建築物関連車両の出入口付近では、安全性を高めるため、誘導サイン、回転灯等を設置し、車両の一時停止を徹底させる等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の交通安全に及ぼす影響の低減に努める。</p>

環境要素	調 査	予 測
緑地等	<p>現地調査結果によると、事業予定地内は、北側のロイヤルパークイン名古屋の敷地境界付近を中心に、ハナミズキ等の中高木やツツジ類等の低木による緑地がみられる。</p> <p>事業予定地周辺の緑地の状況は、事業予定地南西側にある桜通口駅前広場が主な緑地空間となっているが、この地域全体でみると、緑の少ない環境である。</p>	<p>新設する緑地等は、新設する緑地等は、低層階の屋上緑化、地上緑化、透水性または保水性舗装に大きく分かれる。</p> <p>低層階の屋上緑化では、中高木、低木及び地被類を植栽する。また、地上緑化として、事業予定地内東側及び北西側敷地境界付近に中高木を植栽するほか、北側敷地の一部を透水性または保水性舗装としている。</p> <p>各緑地等に使用する樹種等は、中高木はコブシ、アラカシ、エゴノキ等、低木はヤマツツジ、アジサイ、ヤマブキ等、地被類はノシラン、ハツユキカズラ、スイセン等としている。なお、郷土種として、東海地方に自生する植物から、アラカシ、クスノキ、コブシ等を選定する計画である。</p> <p>新設する緑地等の面積は、屋上緑化約1,240m<sup>2</sup>、地上緑化約590m<sup>2</sup>等、合計約2,230m<sup>2</sup>を予定している。</p> <p>事業予定地の面積は約9,150m<sup>2</sup>、緑地等の面積は約2,230m<sup>2</sup>、緑地のみの面積は約1,830m<sup>2</sup>であり、緑化率は、本事業予定地内の緑地等では約24.4%、緑地のみでは約20.0%となる。</p> <p>事業予定地内東側及び北西側敷地境界付近に中高木を植栽するとともに、新建築物の低層階の屋上を広く緑化する。</p> <p>特に、事業予定地内東側及び北西側敷地境界付近に植栽する中高木は、名駅通や桜通の街路樹等の名古屋駅周辺の緑地と一体感のある緑地空間が形成されるものと予測される。</p> <p>このような緑化計画により、事業予定地及びその周辺には、緑の多い快適な都市環境が新たに形成され、利用者に潤いや安らぎ感を与えるものと予測される。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<p>本事業の実施にあたっては、以下に示す環境保全措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設した緑地等について、適切に維持・管理作業を行う。</li> <li>・緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病虫害の駆除等を計画的に行う。</li> <li>・「緑のまちづくり条例」に定められた緑化率規制値以上の緑化に努める。</li> <li>・樹種の選定について、郷土種に配慮する。</li> </ul>	<p>事業予定地内に中高木の植栽、屋上緑化等を行うことにより、約2,230m<sup>2</sup>の緑地等（緑地のみの場合、約1,830m<sup>2</sup>）が新設され、緑化率は約20.0%となり、緑化率規制値（10%）を上回る。</p> <p>また、緑地等の整備により、周辺との調和が図られ、利用者に潤いや安らぎ感を与えるものと判断する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う等の環境保全措置を講ずることにより、良好な緑地環境の維持に努める。</p>

## **第5章 事後調査**

### **5-1 事後調査の目的**

事後調査は、供用開始後において、環境影響評価を行った環境要素に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全措置の妥当性を検証することを目的とする。

なお、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、必要に応じて追加調査を行う。原因究明の結果、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討する。

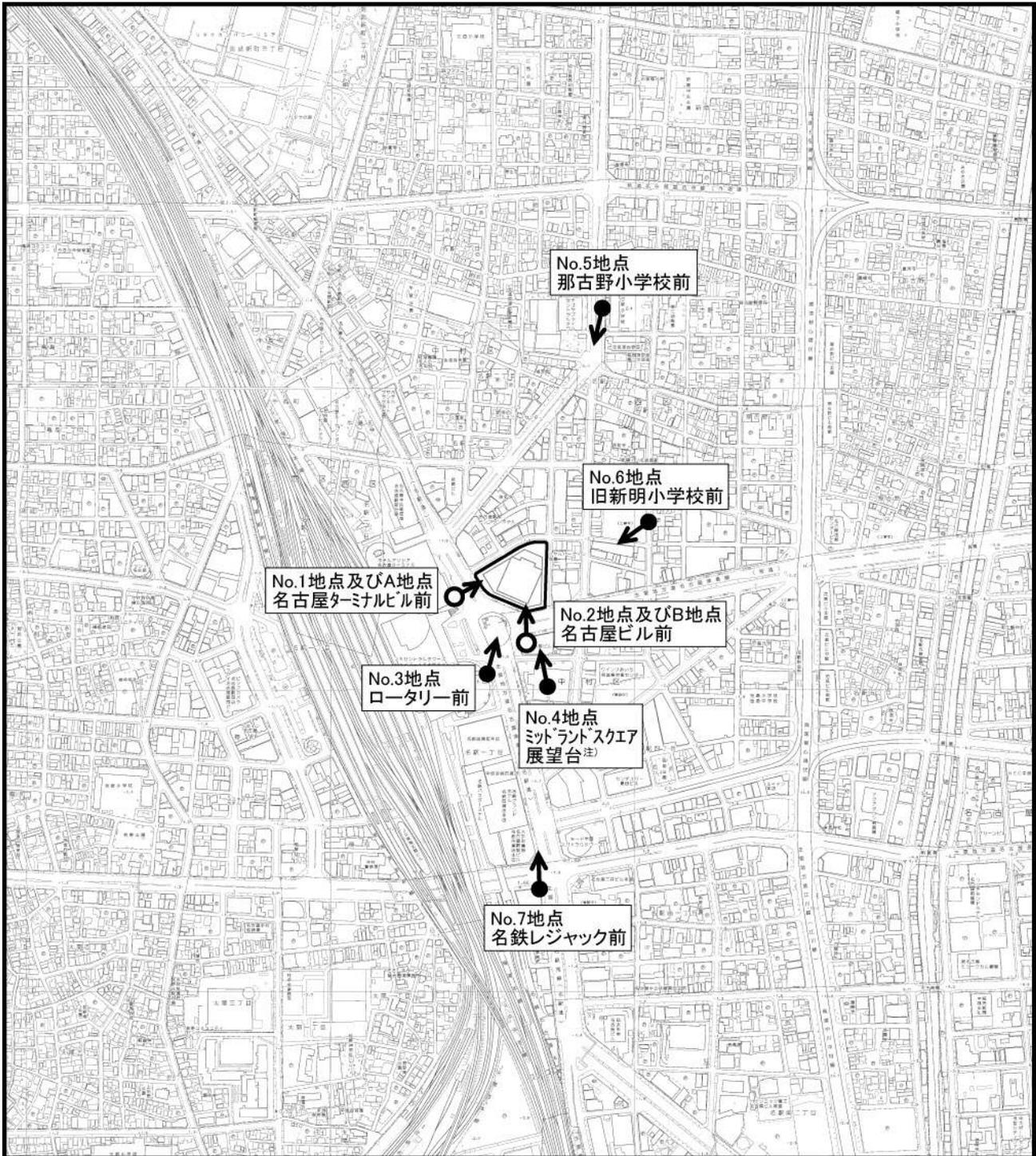
### **5-2 事後調査計画（供用開始後）**

対象事業に係る事後調査の事項、方法、場所及び時期は、表 5.2-1 及び図 5.2-1～5 に示すとおりである。

表 5.2-1 事後調査計画

環境要素	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
大気質	熱源施設の稼働による大気汚染	排出ガス量及び排出ガス中の窒素酸化物濃度を調査する。	事業実施場所内	供用時 < 予定時期 > : 平成29年の数回
景観	眺望及び圧迫感の変化	写真撮影による方法により調査する。	事業実施場所周辺の地点10地点 (図5.2-1, 図5.2-2参照)	供用時 < 予定時期 > : 平成29年の1回
廃棄物等	存在・供用時に発生する事業系廃棄物等の種類、量及び再資源化量	管理者への聴き取りにより廃棄物の発生量及び再資源化量を調査する。	事業実施場所内	供用時 < 予定時期 > : 平成28年～平成29年の数回
温室効果ガス等	存在・供用時に発生する温室効果ガスの種類及び量	管理者への聴き取りにより新建築物の存在・供用に伴うエネルギー等の使用に伴う排出量、緑化・植栽について調査し、二酸化炭素の吸収量を算定する。	事業実施場所内	供用時 < 予定時期 > : 平成28年～平成29年の1年間
風害	ビル風の影響の程度	市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。	事業実施場所周辺	存在時 < 予定時期 > : 平成28年～平成29年
日照阻害	日影の影響の程度	市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。	事業実施場所周辺	存在時 < 予定時期 > : 平成28年～平成29年
電波障害	電波障害の程度	市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。また、電波障害が予測された地域において採用した電波障害対策の方法を調査する。	事業実施場所周辺	存在時 < 予定時期 > : 平成28年～平成29年
安全性	供用に伴う自動車交通量	方向別に大型車類及び小型車類の2車種に分類し、数取り器により調査する。また、新建築物関連車両台数も併せて調査する。	事業実施場所周辺 16区間 (図5.2-3参照)	供用時 < 予定時期 > : 平成29年の平日及び休日各1回 < 調査時間 > : 6時～22時の16時間
	供用に伴う歩行者及び自転車交通量	方向別に歩行者及び自転車に分類し、数取り器により調査する。また、施設利用者数も併せて調査する。	事業実施場所周辺 6区間 (図5.2-4参照) 事業実施場所周辺 8地点 (図5.2-5参照)	供用時 < 予定時期 > : 平成29年の平日及び休日各1回 < 調査時間 > : 6時～22時の16時間
	供用に伴う自動車と歩行者及び自転車との交錯	自動車、歩行者及び自転車に分類し、数取り器により調査する。	事業実施場所周辺 2地点 (図5.2-3参照)	供用時 < 予定時期 > : 平成29年の平日及び休日各1回 < 調査時間 > : 6時～22時の16時間
緑地等	緑地等の位置、樹種、面積、緑化率及び周辺との調和	現地踏査により緑地等の状況を調査する。また、維持管理の状況を調査する。	事業実施場所及びその周辺	供用時 < 予定時期 > : 平成28年の1回

※本表での環境要素に加え、騒音、振動等についても、市民等からの苦情があった場合は、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。



凡 例	: 事業実施場所 : 写真撮影地点 (5地点: No.3~No.7) : 写真撮影地点 (2地点: No.1, No.2) : 圧迫感調査地点 (2地点: No.A, No.B)	 Scale 1:10,000 
	注) 正式名称は、スカイプロムナード	

※この地図の下図は、名古屋市都市計画基本図（縮尺 2 千 5 百分の 1、平成 22 年）を使用したものである。



凡例

: 事業実施場所  
 : 写真撮影地点 (3地点:No.8~No.10)

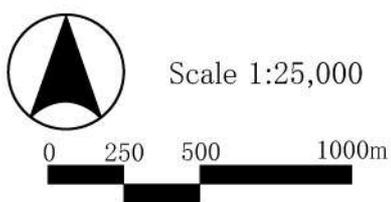
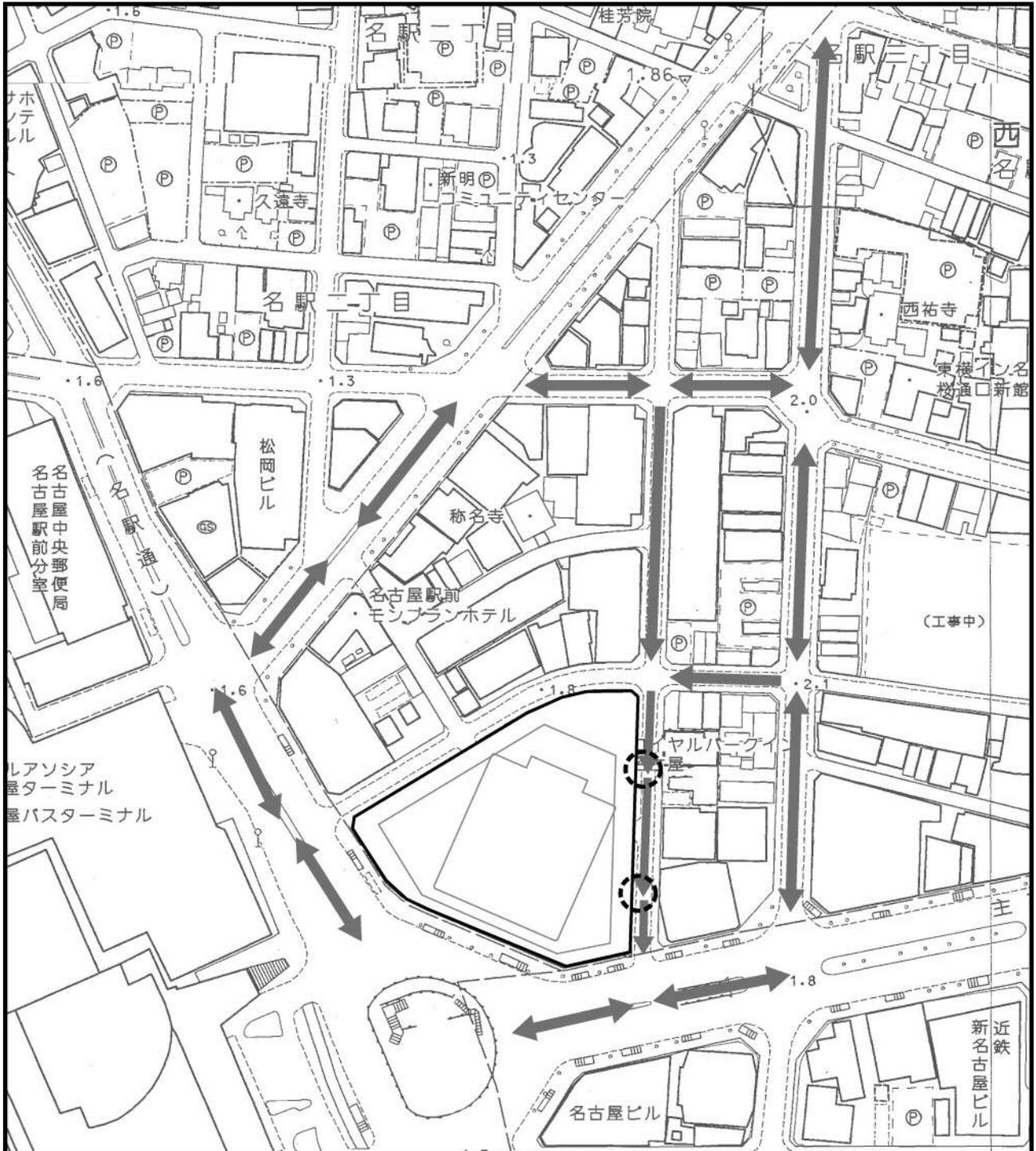


図 5.2-2  
景観調査場所 (遠景)

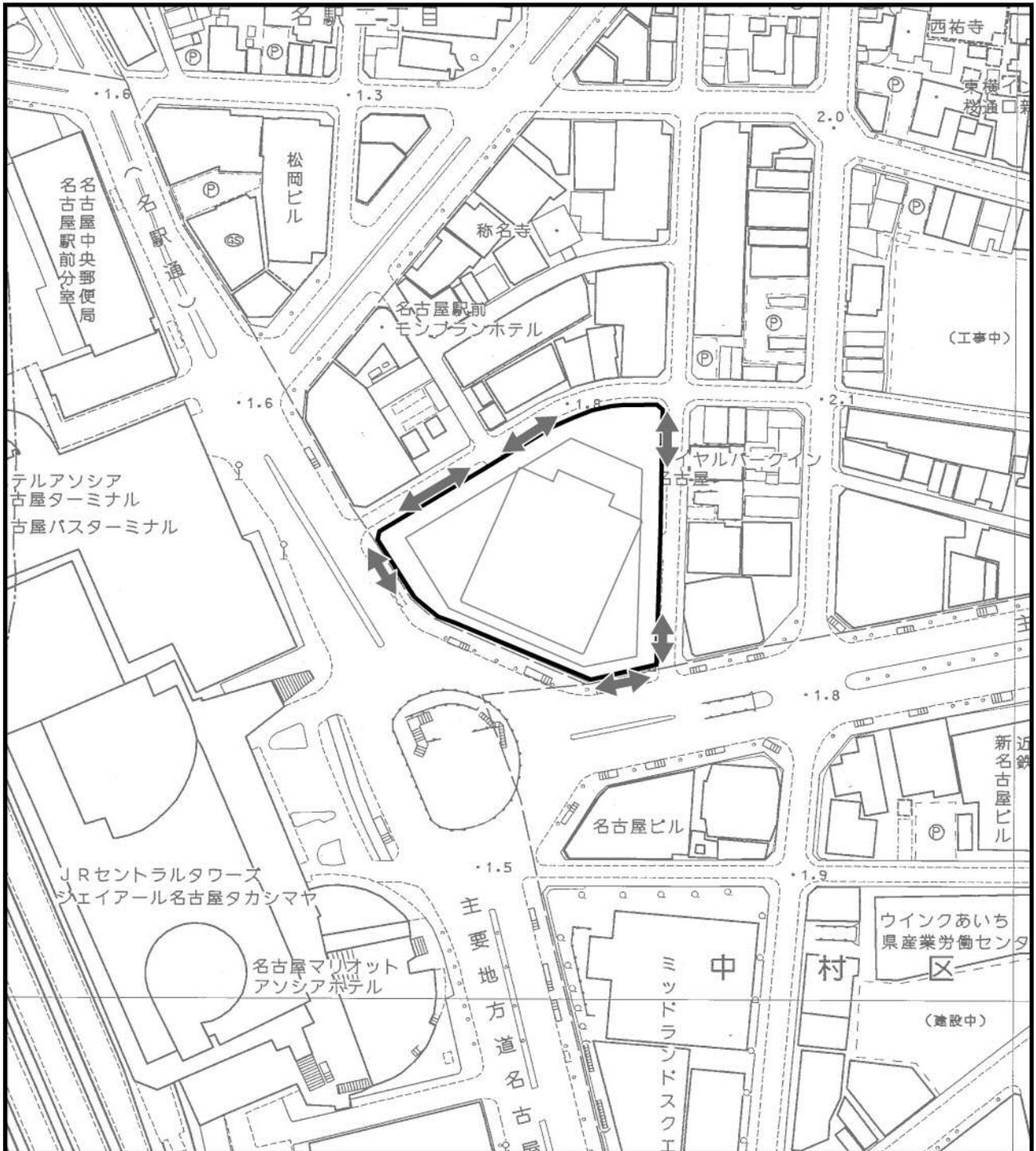
※この地図の下図は、名古屋都市計画基本図 (縮尺 2万5千分の1、平成22年) を使用したものである。



凡例	:事業実施場所	Scale 1:2,500 
	:自動車交通量 (16区間 平日及び休日)  :自動車と歩行者及び自転車との交錯 (2地点 平日及び休日)	

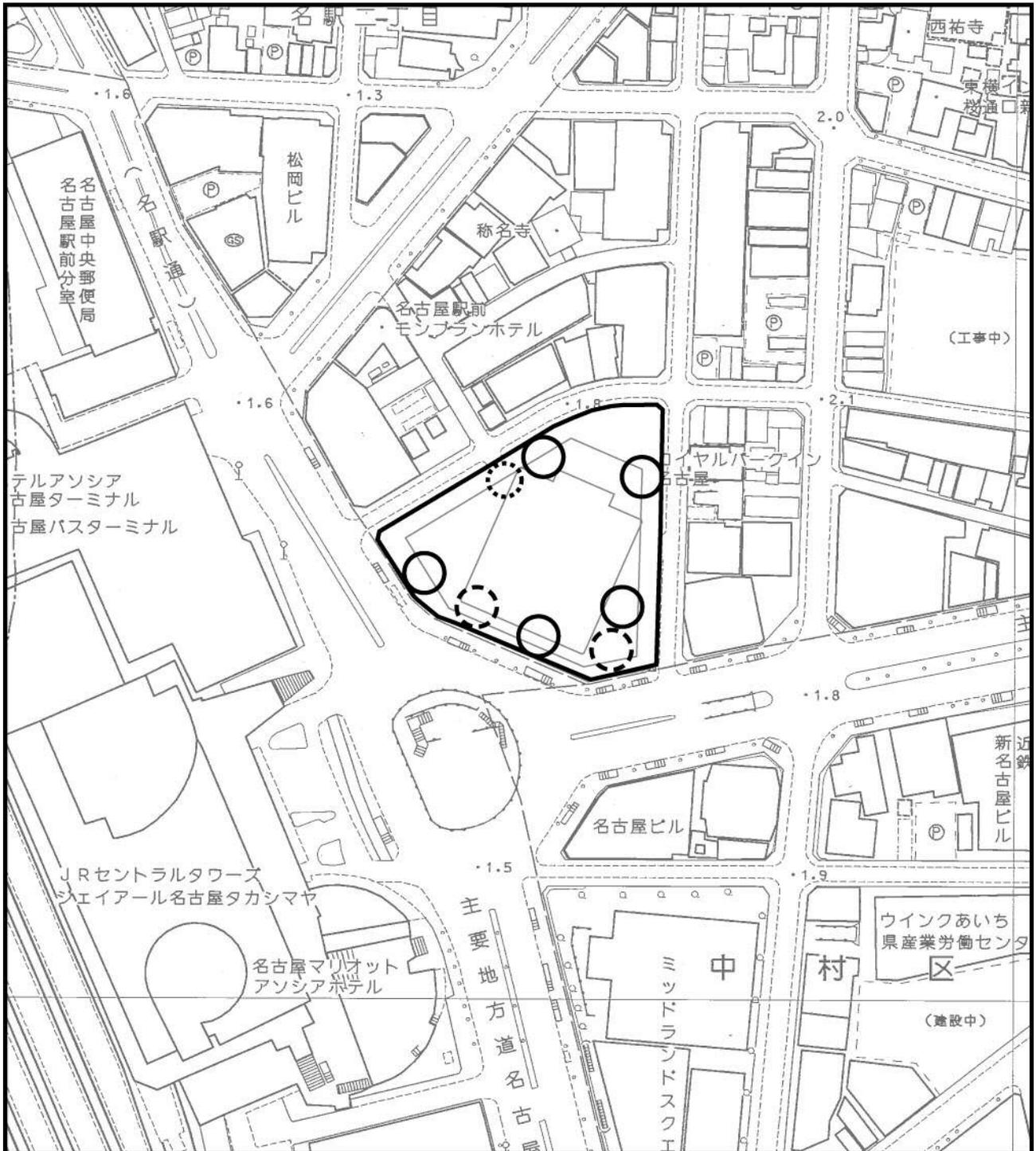
図 5.2-3 安全性調査場所  
(自動車交通量及び歩行者・自転車との交錯)

※この地図の下図は、名古屋市都市計画基本図（縮尺 2 千 5 百分の 1、平成 22 年）を使用したものである。



凡 例	 : 事業実施場所	 Scale 1:2,500 
	 : 歩行者及び自転車交通量 (6区間 平日及び休日)	
<b>図 5.2-4 安全性調査場所 (歩行者及び自転車交通量)</b>		

※この地図の下図は、名古屋市都市計画基本図（縮尺 2 千 5 百分の 1、平成 22 年）を使用したものである。



凡 例	 : 事業実施場所	 Scale 1:2,500 
	 : 施設利用者数[歩行者:地上] (5地点 平日及び休日)	
	 : 施設利用者数[歩行者:地下] (2地点 平日及び休日)	
	 : 施設利用者数[自転車] (1地点 平日及び休日)	

図 5.2-5 安全性調査場所 (施設利用者数)

※この地図の下図は、名古屋都市計画基本図（縮尺 2 千 5 百分の 1、平成 22 年）を使用したものである。

本書は、再生紙を使用している。